

(制定 平成10年11月22日)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 香川県要約筆記サークルゆうあい という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市岡本町1737番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、聴覚障害者の聞こえの権利保障及び社会参加の促進並びに要約筆記の普及に関する事業を行い、聴覚障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法第2条別表1号（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）、及び同2号（社会教育の推進を図る活動）、同8号（人権の擁護又は平和の推進を図る活動）を行う。

(特定非営利活動に係わる事業の種類)

第5条 この法人は、前条の活動に係わる次の事業を行う。

- ① 要約筆記者派遣事業
- ② 要約筆記者養成講座の企画・運営
- ③ 要約筆記者の技術向上のための講演会、講習会等の企画・運営
- ④ 字幕による情報保障事業
- ⑤ 聴覚障害者に対する情報保障に関する調査研究
- ⑥ 要約筆記の研究又は普及のための研究会、講座等の企画・運営
- ⑦ 会員情報紙並びに対外的広報紙の刊行
- ⑧ その他目的を達成するために必要な事業

(収益事業)

第6条 この法人は、目的達成のための事業にあてるため、次の収益事業を行う。

- ① 物品販売事業
- ② 請負事業
- ③ 出版事業
- 2 収益事業は、特定非営利活動に係わる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は当該の事業に充てるものとする。
- 3 収益事業に関する会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理する。

第3章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

① 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

② 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

③ 特別会員・名誉会員

この法人に功労のあった者又は学識経験者で特別会員又は名誉会員として理事会において推薦された個人又

は団体

(入会)

第8条 正会員は目的に賛同する者であれば入会できるものとし、条件等は特に定めない。

2 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 特別会員又は名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となる。

(入会金及び年会費)

第9条 正会員及び賛助会員は、総会において別途定める入会金及び年会費を納入しなければならない。ただし、特別会員及び名誉会員は不要とする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

① 脱会届の提出をしたとき。

② 本人が死亡したとき、又は団体が消滅したとき。

③ 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、催告してもそれに応じず、理事会において脱会と決議したとき。

④ 除名されたとき

(脱会)

第11条 会員は、脱会届を理事長に提出して、任意に脱会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

① 法令、定款等に違反したとき。

② この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第14条 この法人は次の役員を置く。ただし、顧問については、必要により置くことができるものとする。

① 顧問 1人

② 理事 5人

③ 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第15条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼任することはできない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 役員の名、住所等の変更、又は新たな役員の就任があったときは、所轄庁に届け出なければならない。

(顧問の職務)

第16条 顧問は、この法人の相談役とし、その業務に対して助言する。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長の事故にあるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、法令・定款並びに理事会及び総会の決議に基づき、この法人の業務の遂行を決定する。
(監事の職務)

第18条 監事は、次の業務を行う。

- ① 理事の業務遂行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号を報告するため必要がある場合には、総会を招集すること。
- ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第19条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は満期終了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
(補欠補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第21条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められたとき。
- ② 職務上の義務違反があると認められたとき。
- ③ その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(報酬)

第22条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 報酬に関して必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第24条 総会は、この法人の最高の意志決定機関であつて、正会員をもつて構成する。

- 2 正会員以外の会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の機能)

第25条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運用に関する事項について決議する。

- ① 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- ② 事業報告及び収支決算の承認
- ③ その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 第18条1項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び2号の規定により請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の決議)

第30条 総会における決議事項は、第27条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会の表決権等)

第31条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任することができる。

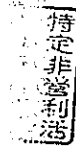
3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定及び次条第1項の適用については、出席したものとみなす。

4 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の決議に加わることはできない。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、議長において次の事項を記載した議事録を作成する。

- ① 日時及び場所
- ② 正会員総数、出席正会員数、議長名
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び決議の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項



2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第33条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第34条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の決議した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の決議を要しない会務の遂行に関する事項

(理事会の開催)

第35条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めるとき。
- ② 理事総数の3分の1以上から会議も目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 第18条第1項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、前条1項3号を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び3号の規定により請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しな

ければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第38条 理事会における議決事項は第36条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 理事会の決議については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、議長において次の事項を記載した議事録を作成する。

① 日時及び場所

② 理事総数、出席者数及び出席者氏名

③ 審議事項

④ 議事の経過の概要及び決議の結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が、署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

① 設立当初の財産目録に記載された財産

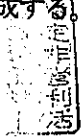
② 入会金及び会費

③ 寄附金品

④ 財産から生じた収入

⑤ 事業に伴う収入

⑥ その他の収入



(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の決議を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条の各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

2 業務遂行上、一般会計から区分することが必要な場合は、特別会計を設けて行うものとする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の決議を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算の成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに発生した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予算費超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の決議を経て、既存予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議事を経なければならない。

2 会計の決算上、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利放棄をしようとするときは、総会の決議を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

2 この定款を変更したときは、特定非営利活動促進法第25条3項又は6項に従い措置する。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産
- ⑥ 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散（合併または破産による解散は除く）したときには残存する財産は、次のものに譲渡するものとする。

名称 香川県（香川県聴覚障害者福祉センター）

主たる事務所 香川県高松市番町4丁目1番10号（香川県高松市太田上町405番地1）

(合併)

第56条 この法人は、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経なければ、合併することができない。

2 合併するときは、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第57条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局及び職員は理事長が任免する。

- 4 理事は事務局長もしくは職員と兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備え付け書類)

第58条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登録に関する書類の写しを備え置かなければならない。

2 事務局は毎年度始めの3月以内に、前年度における次の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- ① 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書
- ② 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
- ③ 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
- ④ 前事業年度において会員であったもののうち10名以上の者の氏名（法人にあつてはその名称及び代表者名）及び住所または居住を記載した書面

(閲覧)

第59条 会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があつたときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(事業報告書等の提出)

第60条 この法人は、毎年1回、法第29条に従い事業報告書等を所轄庁に提出する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、四国新聞に掲載して行ふ。

第11章 雑則

(細則)

第62条 この定款に定めるほか、この法人の運用に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

付則

- 1 この定款は、この法人が成立した日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

顧問	酒井俊一
理事長	星川美智子
副理事長	古川博文
理事	中村政太郎
理事	森田良一
理事	古谷勝彦
監事	岩瀬節子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第19条の第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - ① 正会員 入会金 1000円、年度会費 3000円
 - ② 賛助会員 入会金 1000円、年度会費 一口1000円
 - ③ 特別会員・名誉会員 入会金及び年度会費とも不要